

## 時間延長事業の実施について

保護者の子育てと就労の両立を支援するため、姫路市ではすべての放課後児童クラブで下記のとおり時間延長事業を実施しています。時間延長の利用には、通常時間の負担金に加え、時間延長負担金が必要です。

### 1 利用案内

#### (1) 学校開業日

通常時間	下校時間から午後6時まで
延長時間	午後6時から午後7時まで

#### (2) 学校休業日（土曜日・夏季休業日等）

通常時間	午前8時から午後6時まで
延長時間	午後6時から午後7時まで

### 2 利用料金（日割りなし）

時間延長負担金 月額 1,000 円（生活保護世帯を除き、免除の適用はありません。）

### 3 申込について

- (1) 利用開始と同時に時間延長の利用を希望する場合は、利用申込書の【時間延長事業について】欄の【申し込む】にチェックをしてください。
- (2) 利用申込書の提出以降に時間延長の利用を希望する場合は、利用希望月の前月 20 日までに、こども政策課又は利用している放課後児童クラブに「時間延長利用申込書」を提出してください。

### 4 注意事項

- (1) 時間延長の利用申込みをしていない児童が、延長時間帯を利用した場合は、時間延長一時利用となり、利用日数、時間に関わらず時間延長負担金が発生します。また、時間延長一時利用が複数月あった場合は、放課後児童クラブの利用ができなくなることがあります。
- (2) 時間延長の利用申込みをした場合は、実際に延長時間帯の利用がない場合でも、時間延長負担金が発生します。
- (3) 時間延長の利用開始前に、時間延長の申込みを取下げたい場合は、利用開始日の前日までに、こども政策課又は利用している放課後児童クラブに『取下げ書』の提出が必要です。また、時間延長の利用開始後に、時間延長の利用を取りやめる又は一時的に中止する場合は、その前月 25 日までに、こども政策課又は利用している放課後児童クラブに「時間延長利用中止届」を提出してください。なお、いずれの場合も、期限までに提出がない場合には、いかなる場合でも時間延長負担金が発生しますのでご注意ください。
- (4) お迎えの遅延があった場合は、放課後児童クラブの利用ができなくなることがあります。
- (5) 時間延長負担金 1,000 円については、就学援助認定による免除の適用はありません。
- (6) 負担金の納付に口座振替を利用している場合、時間延長負担金も口座振替されます。ただし、時間延長一時利用の場合は、納付書をお渡ししますので、金融機関で納付してください。
- (7) この時間延長の制度は、保護者の子育てと就労の両立支援のための制度です。就労等で、真に時間延長が必要な方のみお申し込みください。